



宮崎労働局発表
平成28年8月26日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部監督課
監督課長 山崎 琢也
監察監督官 齋藤 慎史
専門監督官 谷宮 俊実
(直通電話) 0985(38)8834

住宅建築工事に対する一斉監督指導の実施結果について ～6割以上の住宅建築工事現場で法違反～

宮崎労働局（局長 ^{もとき}元木 ^{よしこ}賀子）は管内4つの労働基準監督署（宮崎、延岡、都城、日南の4署）において7月の1ヶ月間を重点月間として実施した木造家屋等の低層住宅工事に対する一斉監督指導の結果を取りまとめましたので、公表します。

平成28年度木造家屋等低層住宅建築工事に対する一斉監督指導実施状況

木造家屋等の低層住宅建築工事においては、休業4日以上労働災害が毎年20件以上発生しており、熱中症対策も重要となる7月を重点月間と定め、集中的に監督指導を実施しました。

監督指導を実施した42現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反が認められたのは26現場（違反率61.9%）であり、このうち3現場については、作業停止、立入禁止などの行政処分（*）を行いました。

26現場で認められた労働安全衛生法違反事項は延べ35件で、このうち、死亡や重篤な災害につながりかねない墜落・転落の防止措置に関する違反が10件と違反全体の約3割を占めていました。

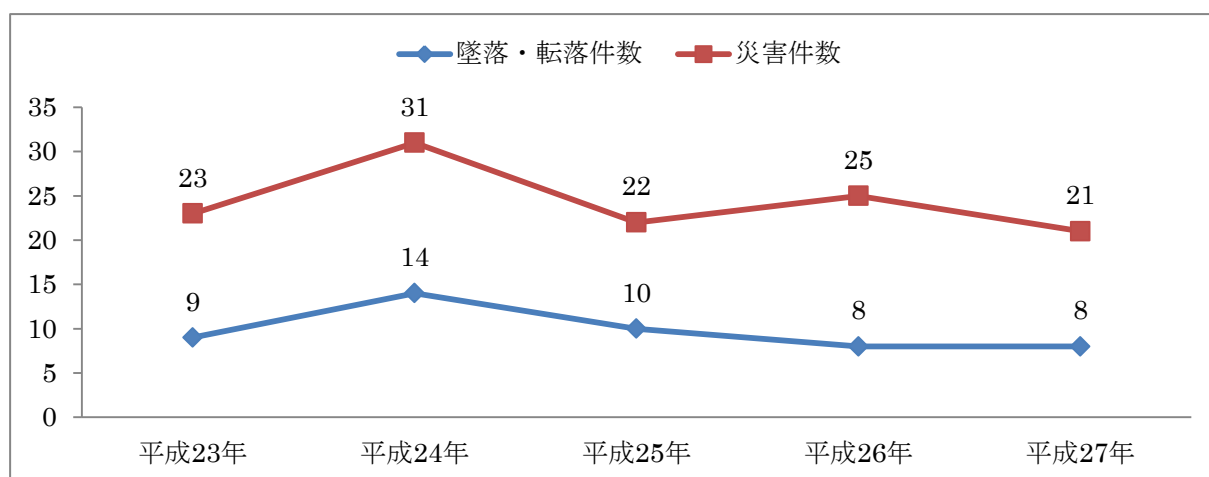
（*）足場や開口部での墜落防止措置が不十分な場合や丸のこ等の木材加工用機械に安全装置が付いていない場合など、墜落危険箇所での作業の停止、危険箇所への立入禁止、加工用機械の使用停止をその場で命令します。

1 重点月間における指導内容（法違反の概要）

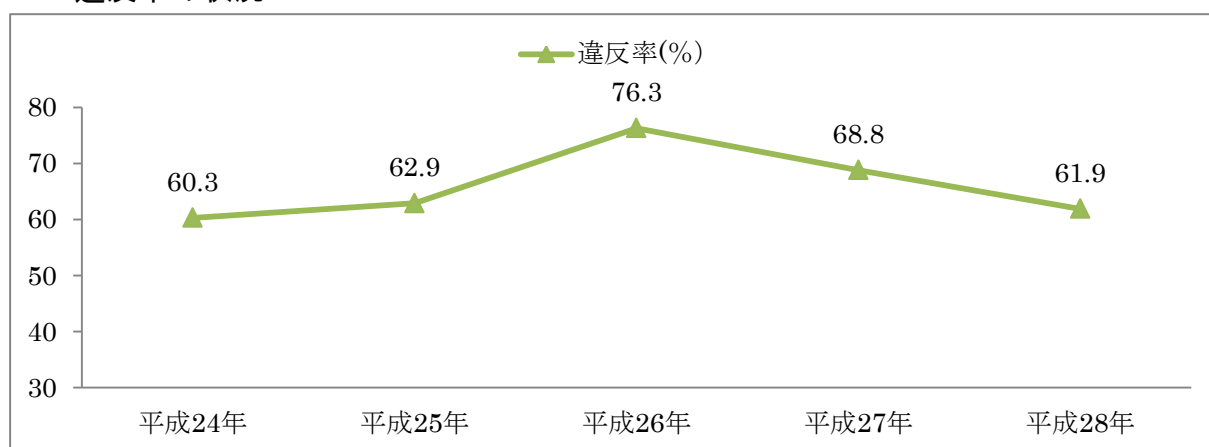
違反事項	件数	比率(%)
足場・はしご等の墜落・転落防止措置等の未整備	10件	28.6%
木材加工用機械の接触予防装置等の未整備	7件	20.0%
メッシュシート等の物体の落下防止未整備	3件	8.6%
木造建築物の組立等作業主任者の未選任、氏名等の未周知	3件	8.6%
足場の最大積載荷重等の非表示	3件	8.6%
その他	9件	25.7%
合計	35件	—

(注) 一つの現場で複数の法違反がある場合があるため、法違反合計件数93件と監督実施現場数66件とは一致しません。

2 木造建築等の低層住宅工事における災害発生件数（休業4日以上）の状況



3 違反率の状況



4 今後の対応方針

上記2にあるように、労働災害発生状況をみると、休業4日以上災害については年間20件から30件台で推移し、その中で、死亡災害につながるおそれのある墜落・転落災害の割合は高い。上記1の指導内容においても、墜落・転落の防止措置に関する違反が違反全体の約3割を占めたことから、引き続き、墜落・転落防止措置を含め、労働災害防止のための監督指導を徹底していく。